

長野県環境審議会地球温暖化対策検討会 意見交換会 議事録

日 時 平成17年10月14日(金)
午後 1:30 ~ 午後 2:00
場 所 長野県庁西庁舎3階
301会議室

(関係団体：長野県中小企業団体中央会)

司 会

それでは、午前中に引き続きまして、「長野県環境審議会地球温暖化対策検討会と関係団体との意見交換会」を始めさせていただきたいと思います。何度も申し上げていくといようなんですけれども、この意見交換会は関係いたします団体の意向をお伺いいたしまして、条例づくりに生かしていきたいという趣旨でございます。何かを決めるとか、そういうものではございませんのでよろしくお願いたします。それでは委員長さん、よろしくお願いたします。

高木委員長

この委員会の委員長をしております高木でございます。
今日はお忙しいところを、意見交換会に来ていただきまして、どうもありがとうございます。また、事前にご意見をいただいておりますので、どうしましょうか。まず中小企業団体中央会の団体としての性格みたいなことを少しお話しただいてからのほうが多分分かりやすいかもしれないので、その辺のお話と、それからいただいたご意見についてのご説明を受けて、それをきっかけに意見交換をしていきたいと考えていますけど、よろしいでしょうか。

中小企業団体
中央会

すみません。いただいたというのは、どんな資料だったのでしょうか。

司 会

ここでお話をさせていただければ結構なんです。あらかじめお話ししたものはあれなんですけども、ここで専務さんのほうからご意見をいただければ結構です。

高木委員長

こっちは。

司 会

これは行ってあらかじめ聞いた分の若干の部分を表してありますけれども、専務さんのほうからお話ししていただくということで。

高木委員長

別に、この事前の説明経過というところで私たちは資料をもらっているのですが、ほかの団体も全部入っている資料なので、それはあまり関係なしに、この骨子をご覧になってどんなことをお考えになったのか、どういうことをおっしゃりたいかというようなことで結構でございます。

中小企業団体
中央会

どうも、ご苦労さまです。私は中小企業団体中央会の と申します。ひとつ、よろしくどうぞ、お願いたします。
今、委員さんから言われましたように、私どもの中小企業団体中央会はどう

という組織かというところから入らせていただきますと、私どもは中小企業等協同組合法、それから団体法、商店街振興組合法、それぞれ特別法みたいなものがあるんですが、それで一応、それぞれが法人格のいわゆる協同組合又は協業組合、それから商店街振興組合、それから業界組織の工業組合、商業組合等々、要するに最近では異業種連携とかいろいろあるんですが、いずれにしても皆さん方で聞く、よく農協の農業協同組合です。その中小企業版みたいな法律がありまして、組織化した皆さんと一緒に支援、指導等をしている団体でございます。

そういうことで、各都道府県に一つずつございまして、それで今、私どもの長野に本部を置いて、あと東信と中信、南信、それぞれ事務所を構えている組織でございます。

そんなことで、数から言いますと、そういう組織は890くらいありますか。そのくらいありますか。それで、その構成員は恐らく4万社を軽く超えると思えます。そんなことで、本当に通常言う商工会の皆さんの対象になるような小さい企業から始まりまして、ある程度構えられている大きな企業も入っているということで、それぞれの組織がそれぞれの目的を持ってやっている、その組織を対象にしている、私ども団体でございます。

それで一応、以前は集団化とか、簡単に言いますと卸団地であるとか、工業団地であるとか、いろいろありまして、その中でも松本にも長野にも諏訪にも、いろいろの卸団地をつくる。それは一応集約化というようなことで、いろんな面の省エネもあるでしょうし、いろいろあります。それから、もう一つは工場団地もあります。それから、まだあるとすれば小さい業者の皆さんが企業合同をしてやるような協業組合みたいな形でもって、例えば今はなくなりましたが、松本地域、四賀村とか、あの辺に粘土瓦、要するに赤土が多いということで、屋根瓦をつくる。要するに釉薬ではなくて、松本城のような粘土瓦ですね。土瓦と申しますか。そういう瓦をつくる皆さん方が自分のうちに窯をついてやっていたのですが、それを集約化して、穂高へ工場をつくるとかですね。そういうことをやって、今度は瓦の需要がなくなったものですから、その組織が解散しましたが、そのようなことをやってきたケースもあります。これもすべて国の高度化資金という資金がありまして、それを対象に借り入れて設備投資してやってきたというようなことですね。

ここは、そういう地域に根ざした小さい企業から始まりまして、ある程度の企業までが入られているというような組織でございます。ですから、今回の地球温暖化対策条例うんぬんにつきまして、非常に幅広い対象があるものですから、私どもも過日、書類を見せていただいたときに、小さい字でいっぱい書いた字を全部熟読して理解してどうのというのは、あまりにもちょっと時間がなくて対応しきれないというのは事実です。

ただ、以前から省エネであるとか、そういうことについては信州大学の先生であるとか、そういう先生にお願いして企業へ回るというのはやっていたものですから、私どもも、それに飛び込めないということはないと思います。

そんなことで、この事業そのものについては私どもも当然やらなきゃいけないことであるし、中小企業者の中にも特に製造業の皆さんにおいては、相当の皆さんが地球温暖化対策についてやらなきゃいけないんだということを把握しているような気がします。

それも、急な話だったものですから、私どもも本来であれば、こういうことについてはアンケートを取るとかをやっておけばよかったのですが、ちょっと

取る時間等がなく、いずれにしても今日の会議に間に合わせたいということで、ある程度主だった企業と申しますか、業種的にはちょっとばらつきがあるんですが、問いかけまして、いろいろ聞いてはおります。

そんなことで、いずれにしてもやらない分野ではあるのですが、ただ、業種によってばらつきがあるというのは一番、組織としてどう対応するかという点では非常に難しい面もあるのかなと、そんな気もします。ただ、景気にどうこう左右される業種も相当あるものですから、特に最近の運輸業で言えば、燃料の高騰と、そういう今までの排ガス規制、それからいろんなディーゼル車の、そういう問題がある中でコストアップが現在実際あって、四苦八苦しているというような生の声の中でどうやっていけばいいのか。それも現に、今回の下調べと申しますか、問いかけた企業の中からは、そういう答えもあります。

常に企業は経済を背負って生きているものですから、経済は生き物ですから、その中で、どうやって対応していくのか。細かいことを言えば切りがないんですが、いずれにしても私どもは、いろいろ業種から聞いた中で言っても、とにかく景気は踊り場を脱して回復して、事業活動も活発化しているという業種と、まだそうではないという業種がはっきりしているものですから、その辺で実際省エネルギーという問題に積極的に取り組んでいるんだけど、その中で温室効果ガスの削減計画の義務化と申しますか、そういうのをどうやって捉えていけばいいのかということですが、これから皆さんがやるについて、いろいろ、どういう方策があり、どういうやり方があるのかというのを、これから私どもは皆さん方を支援していかなきゃいけないのかなと。進んでいるところは相当進んでいるわけです。それは、ISOの14000の関係であるとか、エコアクションについて積極的に取り組んでいるところもありまして、特に私ども、ISO14000の関係を取れるところは相当、上の方の製造業にもありまして、その構成員の中にあるのですが、それを取れない皆さんはどうするかということで、今年からエコアクションの関係を積極的に進めております。現在いろいろの業種、特に印刷屋さんであるとか、いろいろの業種の皆さんからエコアクションの進め方等について問いかけもありまして、これについてはもう積極的に今、入っている段階です。

そういう中で、これを今度は条例化の中で義務付けて、私がいただいた資料の中を見る場合に、いろいろ書類として出していくとか、その辺が、私がちょっと読ませていただいた段階では大企業は相当景気が回復したという表現をしているのですが、実際の中小企業は、まだそこまでいっていない。先ほども言いましたように業種がある中で、大企業はリストラであるとか派遣職員とか、そういう制度をうまく活用する中で、どんどん進んできているんですが、中小企業はまだ、例えばちょっと飛んで悪いのですが、大町であれば大町で、オリンパスさんが多数の集約をした。そういう中では、もう失業者がどんどん出るわけですね。その失業者をどうするかというと、では全然、最近ではいろいろ事業展開していく中で新しい業種も生まれてこないとか、それなら勤める場所をどうするのか、そういう皆さんを、中小企業の皆さんが抱える段階の中で、では実際、事務的能力のところをどうやって補填していくのだろうかというのが、これが僕は一番難しいのかなと。

ですから、義務化とか、文章の中にありましたけど、物を添付してどうのこうのとか、その辺のところですね、僕は難しいのかなと。実際、僕のうちには、商売はやっておりませんが、以前やっていたときに、非常にいろいろなところ

の省エネにあたるような部分については非常に厳しい制約があるということですが、そのところを、昔ですから保健所へ、どんと書類を持ってこいとか、そういうふうに言われて、もう出さざるを得なくて出してくる。そうすると、そこへコスト面では税理士の先生を頼まなきゃいけない。誰か頼まなきゃいけない。そこへコストがかかるとか、そういうことを何とかできないのかなと、この間の、あの小さい字を読ませていただいた段階では、そういうことを思ったわけです。

ですから、国のほうでは、これは数字が来ていたのですが、県のほうから条例をつくって、これを浸透していくというのは、本当にすぐ一年の中で、それができるのか。私個人としては、そのところをちょっと思っているのが事実でございます。以上です。

高木委員長

はい、どうもありがとうございます。

ご意見の、特に小さい会社、例えば従業員の人数が10人もいないような会社で例えば、こういう省エネルギーに関する計画をつくり書類を作成し、というのが大変だというのは私たちも基本的には理解しているつもりです。

義務として課している、要するに、そういった計画なんかを出してくださいということを義務として課しているのは、ある程度以上の事業者を一応対象にしているつもりです。多分、ある程度以上というのは、業種には、ものすごく人数は少ないけど、ものすごくエネルギーを使っているという会社が、どこまでどういうところがあるのかというのを精査しているわけではないんですけども、基本的に我々のイメージとして、5人や10人で経営が成り立っているようなところに対して、計画をつくりなさいとか、そういうものを少なくとも義務づけするつもりは、当面はありません。

当面はもっと大きな会社、100人を超えるような大きな会社で、かなり今のお話でも省エネに関する意識はかなり団体の中でも大きい、強いということのお話もございましたので、そういった会社に対して、これまで社内的にいろんな省エネをやってきたことをきちんと、要するに外に公表していったほしいというようなことを取りあえずは考えています。

それを大会社、長野県を代表するような大会社がもちろん出すし、その次に順ずるような会社が、また出していただいて、そういったものの取り組みの、やっている内容であるとか、それから報告書の様式であるとかいろんなことを見ていただいて、それを参考にしていきながら、だんだんと5人がどこまで広がるか分かりませんが、例えば100人以上ぐらいの企業がこれまで引っかかっていたのが80人以上引っかかってくるというふうには、だんだんだんだん年を置きながら枠を少しずつ広げていって、長野県の全体の中での事業者のエネルギー使用者の中で100%は無理ですけども、6割だったものを7割8割というふうには網の目を掛けていく割合を高めていきたいというように私どもは考えているんです。

それについては、その考え方でよろしいんですよ。

中小企業団体
中央会

僕は、そこはいいと思うんですよ。今回、私どものほうで、私があたったのではないですが、経営者にあたった段階では、長野の一企業ですが、地球温暖化防止については県民一人として協力しなければならないんだと、こういう社長さんがあります。

この中で、当社としてもISO14001を取得し、今日もソーラー発電設備を

会社でつくって、実際取り入れて電力削減に取り組んでいると。だけど資金的にも大変なことで、そのソーラーシステムを入れても、会社の中で全部できるんじゃないかと、社内の一部の電灯に充当するに過ぎないんだと。その辺の切なさというか、前向きに取り組むんだけど、資金的な問題もあるだろうし、いろいろなところで経営者が一生懸命にやればやる人ほど悔しさもあるだろうし、もうちょっと何とかできないかなという、経営者は相当、僕は業種にもよるとは思いますけど、前向きに考えている企業が相当あると思います。

ですから、そのところで今、委員さんが言われたようなところは、何とかできることと、できないことがあるかもしれないですが、それは僕は、そのところでどうこうを、例えば6人の会社ならいいよとか、10人ならダメだとか、そこ(人数)に線を引くのはいいのか、業種によって引くのか。

例えば、こんな話をするとおかしいかもしれないですが、僕の女房のうちは昔、豆腐屋をやっていたんです。豆腐屋をやっている中では、すごく燃料を使います、はっきり言いましてね。昔はまきを燃してボイラーを燃したけれども。そうじゃなくて違うものを燃すから、相当なものを使うんですよ。ただし、従業員さんは5人もいないです。5人、6人、7人で使えば大きいほうです。僕のうちも8人くらい使っていましたけど。それは幅広いですよ。

だけど、今の機械も省力化になったり、いろいろなってきたり、やはり従業員さんはなるべく使わないようにしてやらないと、家族従業員でやるというのがあれですから。その中では従業員が少なくても燃料的なものは相当使うんです。その辺をどうやってやるかというのが僕の。ただ人数で割られちゃうと困るなという気がしますね。

それで同じように、豆腐屋の場合、省エネの、当時、僕が知っている範囲では、対保健所さん、衛生の話とはちょっと違うのですが、衛生問題とか、そっちのほうは、うんと積極的に対保健所さんに当然出していかなきゃいけない書類がある。それは自分のうちでつくれるものと、つくれないものがあるから、税理士の先生にお願いしてやらざるを得ない。それを見ているものですから同じように、今度はあれだからといってやると、コストのアップにつながるんじゃないかということで疑念しているだけですけど。

高木委員長

具体的にどのくらい以上の会社を、というのは基本的には、この温暖化に関連したところなので、原油換算で何とかkl、一年に何とかkl以上の事業者というような、多分切り方になりまして、国が今やろうとしているのは1,500klですね。

だから一年に300日仕事をされるとしても、1日5klだから5,000リットル。原油換算で5,000リットル使うような企業が、取りあえず、最終的に長野県はどうなるか分かりませんが、それとそんなにかけ離れた数字にはならないと思うので。そういう企業ですので、私も豆腐屋さんのことはよく分からないけど、豆腐屋さんはそんなに使わないですよ。

中小企業団体中央会

規模によりけりです。

高木委員長

だけど、5人や6人のお豆腐屋さんですから、そういうことはあり得ないですよ。だから、そういうところに対して無理に書類の作成をお願いするつもりは、私たちは今のところはないですから、そこはご安心ください。

中小企業団体
中央会

それで、もうひとつ、私のほうでお願いしておきたいのは、国の基準が今度出るわけですね。国の基準からいって、そこにプラス県の基準をつくるということで、極端ですが埼玉県へ行ったらこの基準でいいのに、長野県へ行ったら、えらく厳しいじゃないかとか、そういうのがあるのかどうかというのがちょっと分からないものですから、そのへんをもうちょっとお聞きしておきたいのですが。

高木委員長

国が一定の基準をつくりますよね。それに対して県をつくりますよね。県のほうは当然、国のものよりも、より細かなことを書き込んでいくものになるわけで、国よりも、例えばさっきの話でいくと、1,500kl以上の事業者ですと、こういうものを出しなさいと言っているのに、県が例えば2,000キロリットル以上の事業者に全く同じものを出しなさいというのは、意味が何もありませんよね。

ですから当然、国が言っているものよりは、ある意味厳しい。その範囲が広がるか書類の量が多くなるか、それは別として、ある意味厳しくなるのは、それはある程度やむを得ないだろうと思います。

今のところ長野県が、こういった条例をつくらうとしているのは全国で3番目ぐらいの順番なんです。ただ、多分、これはどんどん広がっていかざるを得ないものなので、例えば埼玉県へ行ったら野放しなのに長野県へ行ったらこんなに厳しいというのは、一時的にはあるかもしれないけれども、でも、それはやがてなくなっていくだろうと思います。

中小企業団体
中央会

だから僕がお願いしたいのは、国の基準は国がここでいいとしたのを、極端に長野県だけ得意満面に、ぐっとやるのかという、そこはあまり度が過ぎてもどうかという心配があるんですよ。そのところは国が例えば10であれば、長野県も地域性を考えて、森が多い山が多い、色々考えて環境を守らなきゃいけない。そういうことで、11くらいとか12くらいなら分かるんだけど、あえてそこを20に持っていくとか。

そうされてしまうと、なんで長野県だけがそうなのかという。それは外へ売るにはいいかもしれないけど、住んでいる住民が果たしてどうかという、実際自分たちが経済をやっていく中で、経済をやる人もそうだし、そこで生活する人たちも何かがんじがらめの社会になっちゃうんじゃないか。

というのは、例えば今、自動販売機がありますね。「こんなところに認めてもいいの?」というような所に置いてあるじゃないですか。例えば私が住んでいるのが南安曇なんですけど、あっちのほうで言いますと、例の穂高の何とか公園をつくった堀金の、あの辺に実際、私自身が行ってみて「こんなところに自動販売機を置いて、誰が認めたの」というところもあるんですね。そこはいいのに今度は、どこかのところはダメだとか、そういう平等性を欠かないような方式を、ぜひお願いしたい。

こういうふうに、条例というもので、本当に皆さんに同じようにやってくださいということであれば、同じように県内の皆さんが、「ああ、なるほどな」というふうに言わないと。あるところへ行って、「こんなところではできるけど、何で俺のうちはダメなんだ」とか、そういうふうなのは結構不平不満が起こるような気がするんですよ。

そのところをお願いしたいなという気がしますね。

高木委員長

分かりました。先ほどの、例えば国が10なのに長野が20にならないようにというのは、私たちも注意してそれをやっているつもりですが、今いただいたご意見は当然、録音をして全部残っていくものですので、決してそういうことがないようにしていくつもりでございますので、その点はご安心いただいてもいいかと思えます。

委員の皆さんから、何かご意見はございますでしょうか。

牧内委員

今おっしゃった自動販売機の例とか、経済活動ですから、やはりそれは平等、公平での競争条件がないと、あそこよくて、ここはダメというのは、やっぱり誰が考えても不自然だと思いますね。

その点は、私としては同感です。

橋爪委員

おっしゃるとおりだと思います。

長野県の中で、よその県と比べて規制だけがえらく多くかかっちゃって経済の発展がない云々というのは、やっぱり基本的には国でも言っているように、環境と経済の両立というのをベースにしているんなことを考えていかなきゃいけないというのは基本にありますので、環境税等につきましても県内の企業なんかは変な税金がかかることによって競争力がなくなるというようなことは、まずいと思えます。

一方では、我々は温暖化はやはり進んでいるというのは認めざるを得ない。だから、その大きい企業と言っているか、社会的に大きな影響を与えているところからやって、そこだけがやるんじゃなくて、順次その裾野を広げていかなきゃいけないということは、ぜひご理解を願いたいと思えます。

また一方、何をやっていいか分からないというようなところも、我々の中で言っているのは、「どこに相談をしたら省エネのことができるんだ」とか、そういうことも準備していかないといいんじゃないかというようなことでやっておりますので、我々としては「豊かな生活環境ができる」ということを基本にやっていますので、ぜひ一緒をお願いをしたいというのが基本にあります。

多分、条例を見ますといろいろなことが書いてありますけれども、基本的にはそんなところで、あとは長野県の条例で、よその県でやっていなくて云々というところが2、3点あったんじゃないですか。その辺の説明を、私が言っちゃってもいいかかと思って、その点をちょっと話をしたほうがいいんじゃないかと思って。

高木委員長

どうでしょうか。長野県独自ではないかというのを。

橋爪委員

ちょっと、その辺のところだけ。24時間の。

木曾課長

長野県の、今考えている骨子の中では、独自の項目というのは、24時間営業を、24時間営業というのはいろいろ種々雑多で幅広うございますけれども、一応、夜中にわたっても営業しているところということで、コンビニが代表されると思えますけれども、その辺のことに関して規制をかけようということです。

それについては、規制の中身としてはエネルギーの消費を抑えるために、ま

さに深夜の営業をやめていってもらおうかということですね。ただ、やめ方というか規制のかけ方の中で、ちょっと工夫をしてあるというか、実は地域特性が非常に高い。農業集落のほうから、または長野のように本当に東京の都心と同じような生活パターンを持っているところと、非常に幅が広いので、先ほど、すべて平等というような話もあったんですけども、そういう生活の違いを十分考慮する上で、市町村さんから申し出をしていただいて、うちの市町村は、そういうものの、ある程度制限を加えたらどうかということで、加えるにあたっては事業者さんと協定を結んでいただいて、例えば「11時から7時までは営業を休んでもらえませんか」とかというようなことをやっていこうかということでございます。

そういう中では、長野市を見ても分かりますように、農村地から都心まで、市の中でもありますので、例えば都市計画の利用形態によって、そういうものを決めていく方法もあるなというようなことを考えております。それは24時間と、それから今おっしゃられた自動販売機が農村地帯の田んぼの中で、こうこうと光っているのはいかななものかというようなこともあるので、そういう地域差をつけての取り組みをやっていけないだろうかというのはあります。

それから、もう一点は、マイカー通勤の削減ということで、これは一定規模以上の従業員の皆さんがいるところに関して、ある程度の義務付けをさせていただいて、一定の方針を会社として出していってもらおうじゃないかというようなものでございます。

それから、エネルギー供給者、例えば電力、それからガス、ガソリンとか、要するに化石燃料の供給者に対して一定の削減計画をつくっていただけないか。その中には、削減するばかりではなくて、バイオディーゼルとかエコアルコールとか、それから例えば木質の燃料。最近はやっているのは木質ペレットですけども、そういうグリーンエネルギーを、そういう商売の中に組み込んでもらえないだろうかという、大まかに分ければ4点ほどが長野県の独自の取り組みということでございます。

中小企業団体
中央会

私も、先ほど「協同組合等」という話をしたのですが、やはり協同組合は飯山の解体材があるとか、山の下に切った、あれを燃して発電所をつくっているところもあるそうです。それもやはり中小企業協同組合法という法律でやっているところがある。

最近では、私どもについては今、バイオマスの話が出たんですが、上伊那の方で、やはり組合法の中で企業組合という制度があるんですが、それでもってペレットを燃して、木材を燃すストーブをつくるとか、創業みたいな形でもって始めているという、そういう制度もあるものですから、私どももこういう取り組みには非常に協力していきたいと思えます。

それから経営者の中でも、もう積極的に考えているところがございまして、まだほかにもあった中には、やはりコンビニストアについて何とかならないかという声が、通常の製造業の経営者ですけど、やはりありました。これは、なぜかと言うと、限りなく消費しているという、先ほどの農村の中にぽつんとあるとか、今や、どうして利用するんだらうというようなところにもあるものですから。そんなことで何とかならないか。

ただ、あれは私の知っている限りで言うと、それは大手のコンビニ系列の中に入っちゃっているんだけど、みんな自分の商売がうまくいかなかったものですから、それを取り入れることによってやっているというところで、やって

いる皆さんがみれば気の毒な、気の毒と言ってはおかしいですが、本当に小さい企業の方も請け負っているところもあるだろうし、逆に大きいところがそのまま来てやっているところもある。

その辺の判断、場所によってあるところも実際誰がやっているんだろうという、そのへんのところをつかんでいくと、零細の皆さんも含まれているというようなケースもあるものですから、何とも言えないですが。

今言われたことは、そっくりお願いしたいし、またもう一点、これもある会社の社長さんから出てきたのですが、公共施設、例えば松本のどこかの体育館で何とかという、そういう公共施設の前の街路灯も一晩中ついているじゃないかと。そういうのはよくて、我々のところまでやれというのはどうか。そういう意見もあるんですね。

だから、みんなが、こっちをやらせれば、こっちが、「お前のところはどうだ。俺のところはどうだ」と、こういうふうになっちゃうと、長野県の県民のよさがお互い批判し合って、いがみ合うような人間形成になってもいけないものですから、やはり、その辺はある程度、公なら公のところから、まず街路灯で要らないところは消していくとか、そうことをやって、その理由が分かれば県民の皆さんは納得してくれると思いますから、そういう配慮も、ぜひ行政の方もしていただきたいなという声もあります。これは実際聞き取り調査をして、私がやったんじゃないですが、東信のほうの、ある経営者の声として、そういうことをお願いしたいという声もありました。

時間もきちゃったんですが、いずれにしても私どもは直接中小企業の皆さんと関わっているものですから、これについては私どもがどうこうではなくて、積極的に協力もしたいし、私どもからすれば前向きに中小企業者の皆さんのところへ、これをどうやって取り入れていけばいいんだろうと、そういうことで勉強会もやったり、そういう機会も当然設けていきたいと思います。そんなことで、私どもの事業と言ってはおかしいですが、中央会の事業にもご理解いただきたいし、私どもも積極的に皆さん方の考え方に協力していくということで、ご理解をいただければ、今日はよかったなと思っています。

以上でした。

高木委員長

どうもありがとうございます。

この骨子の中にも書いてあるんですが、県としての責務として、「市町村、県民、事業者、その他が地球温暖化対策を推進するにあたり、必要な情報を提供する」ということを、わざわざ特別に書き出してあります。

つまり、県の責任として、これをつくったから、それでおしまいではなくて、例えば今おっしゃっていたように、省エネをやらなきゃいけないのは分かるけど、何をやったらいいのかが分からないとか、そういうようなことに対してアドバイスがほしいというようなときに、県がきちんとバックアップをできるようにするんだという責務として書いてありますので、多分いろんな会社の社長さんと話していると、「こんなことを言われたって」というようなことはいっぱい出てくると思うのですが。

例えば、うまく県なり、温暖化防止センターなりを利用する。あるいは市町村に働きかけるといふようなことを使っていただいて、より効果的な省エネ対策みたいなものを生み出していただけるようにお考えいただきたいというふうに私たちとしては考えておりますので、その辺でもご協力をよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

橋爪委員

今、県の建物の話が出たんですけど、全く同じような意見がこの中にありまして、県のところからやらないと、やはり示しが見つからないだろうというような形で、今言ったようなことがあったら、どんどん言っていたら、本当に県の機関は細かいところまで、そういうことをやっているなというのは、やっぱり条例をつくって実際に実行していく県民の皆さん方に、いい影響を与えるので、そういう細かいところまでやっていかなきゃいけないというのが我々も県も考えているところですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

高木委員長

よろしいでしょうか。

では、今日はどうもありがとうございました。

中小企業団体
中央会

どうも失礼いたしました。ありがとうございました。

一 同

ありがとうございました。

(議事録中の の部分は確認できなかった部分です。)